

港区

平成24年度受賞施設

みどりの街づくり賞 景観街づくり賞



Minato City
Green City Design Award
Scenic City Design Award



港区の木・花



Minato City's Trees and Flowers

みどりの街づくり賞
港区環境リサイクル支援部 環境課

東京都港区芝公園1-5-25 電話:03-3578-2111(内線2331)

景観街づくり賞
港区街づくり支援部 都市計画課

東京都港区芝公園1-5-25 電話:03-3578-2111(内線2211)

平成24年(2012年)11月発行 / 発行番号 24105-5611

港区みどりの街づくり賞とは…

Green City Design Award is…

港区では、昭和54年度から建築計画に伴う緑化計画書の提出を義務付け、緑化の指導を行ってきました。緑豊かな都市づくりには、公共の緑とともに、民間施設の緑化が重要な役割を果たしています。

このような中で、「港区みどりの街づくり賞」は、環境への配慮と優れた緑化計画を行い、その緑地を維持している区民や事業者の皆さんを表彰し、地域緑化への協力に感謝を示すとともに、さらなる民間緑化の発展を願って、平成16年度に設けられた賞です。

港区景観街づくり賞とは…

Scenic City Design Award is…

港区では、平成21年度に「港区景観条例」を施行し、景観行政団体となって、景観法に基づく取り組みを始めました。そして、良好な景観形成に関する計画である「港区景観計画」を策定し、景観の届出行為について本計画の景観形成基準への適合を求めて区民や事業者の皆さんに景観への配慮を図っていただいているます。

「港区景観街づくり賞」は、周辺地域への配慮や街の魅力の向上に功績のあった優れた民間施設を表彰することで、景観に対する意識の向上を図るとともに、魅力ある街づくりを推進するため、平成23年度に創設しました。

目次

Contents

● 実施要領・実施要綱	P.1
● 平成24年度 みどりの街づくり賞・受賞施設	P.2
● 平成24年度 景観街づくり賞について	P.4
● みどりの街づくり賞によせて	P.6
● 景観街づくり賞によせて	P.7
● 過去の受賞施設	P.8

港区みどりの街づくり賞実施要領

【目的】

第1条 この要領は、区内の民間緑化施設のうち、特に優れたものに対し表彰を行い、区内緑化の一層の推進を図ることを目的とする。

【表彰対象者】

第2条 表彰対象者は、緑化施設の所有者又は管理者とする。

【表彰対象施設】

第3条 表彰対象施設は、次の各号に該当するものとする。

- ①前々年度に完了した建築計画に伴う緑化施設で、港区みどりを守る条例施行規則(昭和49年港区規則第33号)第11条の緑化基準を原則満たしており、緑化完了届が提出されているもの
- ②港区みどりの活動員により推薦された施設で、前項に該当しないもの

【受賞施設の選定】

第4条 受賞施設の選定は、年度毎に選任された学識経験者、都市緑化に造詣の深い区民及び環境リサイクル支援部長をもって組織する選定審査会が、次に掲げる選定基準を基に決定する。

- ①周辺の景観と調和し、優れたデザインであること。
- ②維持管理が適切に行われていること。
- ③自然環境の保護と再生に努めていること。
- ④建築物と植栽地がバランスよく配置されていること。
- ⑤既存樹木を活用していること。
- ⑥生き物にやさしい植栽計画になっていること。
- ⑦在来植物を取り入れていること。
- ⑧地域社会とのつながりを持ち、地区への貢献が高いこと。
- ⑨先進的な技術を取り入れていること。
- ⑩施工と仕上がりの水準が高いこと。

【賞の種類】

第5条 賞の種類は、次に掲げるものを基準とし、詳細は毎年度選定審査会で決定する。

- ①港区みどりの街づくり賞 3点 第3条①を対象とする。
- ②特別賞 2点 第3条②を対象とする。

【賞の授与】

第6条 受賞者には、予算の範囲内で、表彰状及び銘板を授与する。

【賞の取り消し】

第7条 経年後、受賞施設が次の各号に該当するときは、選定審査会の決定を経て、受賞を取り消すことができる。

- ①受賞施設が取り壊された場合
 - ②受賞施設として相応しくない状態になった場合
- 前項の規定による取り消しをしようとするときは、あらかじめ、当該取り消しをされるべきものにその理由を通知し、そのものが意見を述べる機会を与えなければならない。

【事務の処理】

第8条 この要領による事業の実施に関する事務は、環境リサイクル支援部環境課が行う。

【委任】

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、環境リサイクル支援部長が別に定める。

付則／この要領は、平成16年4月1日から施行する。

付則／この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付則／この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付則／この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付則／この要領は、平成23年4月1日から施行する。

港区景観街づくり賞実施要綱

【目的】

第1条 この要綱は、港区景観条例(平成21年港区条例第9号。以下「条例」という。)第25条の規定に基づき、良好な景観の形成に関して功績のあった民間施設及び民間活動に対し表彰を行うことにより、区民等及び事業者の景観に対する意識の向上を図るとともに、良好な景観の形成の一層の推進に資することを目的とする。

【賞の名称】

第2条 表彰の名称は、次のとおりとする。

- ①港区景観街づくり賞(以下「景観街づくり賞」という。)
- ②港区景観街づくり賞特別賞(以下「特別賞」という。)

【表彰対象施設等】

第3条 表彰の対象となる施設又は活動(以下「表彰対象施設等」という。)は、次の各号に掲げる表彰ごとに、それぞれ当該各号に定める施設又は活動とする。

- ①景観街づくり賞 原則として、表彰を行う年度の前々年度に条例第18条の規定による行為の完了報告書が提出された施設で、長期にわたって維持し、及び保全されることが予定されているもの。ただし、公共施設及び既にこの要綱による表彰を受けている施設は、対象としない。
- ②特別賞 良好的な景観の形成に関して功績のあった民間施設及び民間活動で、区長が特に認める施設又は活動

【港区景観街づくり賞選定審査会】

第4条 区長は、表彰対象施設等のうちから受賞施設等を選定するため、港区景観街づくり賞選定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2. 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

【選定基準】

第5条 審査会は、景観街づくり賞について、次に掲げる基準を基に選定するものとする。

- ①周囲からの見え方に配慮があり、周辺の街並みと調和しているもの
- ②建築物、植栽等がバランスよく配置されており、憩いと安らぎを創出しているもの

③地域特性を生かしており、まちの魅力の向上に貢献しているもの

④地域社会とのつながりを持ち、区民等への貢献が高いもの

⑤都市景観の創造に先導的な役割を果たしているもの

2. 審査会は、特別賞について、参考となる書類等に基づき、審査し、選定するものとする。

【賞の授与】

第6条 区長は、景観街づくり賞について、審査会が選定した施設の建築主、所有者又は管理者に対し、表彰状及び記念品を授与する。

2. 区長は、特別賞について、審査会が選定した施設の建築主、所有者若しくは管理者又は活動の代表者に対し、表彰状及び記念品を授与する。

【事務の処理】

第7条 この要綱による事業の実施に関する事務は、街づくり支援部都市計画課及び同部開発指導課が行う。

【委任事務の処理】

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、街づくり支援部長が別に定める。

付則／この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付則／この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年度 みどりの 街づくり賞 受賞施設

The 2012 Green City Design Award winning facility

受賞施設 紹介MAP



品川 フロントビル

- 施設名称:品川フロントビル
- 所有者:株式会社中日新聞社
- 設計者:株式会社日建設計
- 所在地:港南2-3-13
- 施設用途:事務所・店舗・保育施設
- 敷地面積:7,498.24m²
- 緑化面積:3,712.69m²
- 接道緑化延長:265.20m
- 接道緑化率:73.8%
- 緑化面積率:49.5%



隣接する街の性格や人の流れ、各方位の自然環境を読み解き、東西南北それぞれの植栽にテーマ性を持たせ、変化に富んだ植栽空間を創出している。人の結節点となる西側には広場空間を設け、ソメイヨシノのシンボルツリーと武蔵野の雑木林をイメージした散策路のある森を配し、街に開かれた親しみのある空間をつくり出している。

また、緑の密度の濃さや樹木の生育状態からは植栽のテーマ性や将来形を考慮して維持管理が行われていることがうかがえる。

虎ノ門 ファーストガーデン

- 施設名称:虎ノ門ファーストガーデン
- 所有者:ヒューリック株式会社
安田不動産株式会社
東京建物株式会社
- 設計者:株式会社日建設計
- 所在地:虎ノ門1-7-12
- 敷地面積:1,358.06m²
- 緑化面積:1,218.02m²
- 接道緑化延長:93.05m
- 接道緑化率:63.7%
- 緑化面積率:89.7%



敷地いっぱいの緑化を目指し、地上部の緑化に加え、屋上や壁面を緑化することで、敷地面積に対する緑化面積の割合が89.7%と、非常に高い緑化率を実現している。

建物の外装デザインも「緑を活かす」ことを出発点にしており、無彩色の暗色で存在感を抑え、緑を引き立てている。特に、壁面緑化はいくつかの工法を用いて可能な限り施されており、黒字としての壁面との対比が際立っている。

また、四季を通じて緑を見せると共に、花木や実のなる樹木を選定し、季節の移ろいも表現している。

南青山 サンタキアラ教会

- 施設名称:南青山サンタキアラ教会
- 事業主:オリックス不動産株式会社
- 設計者:(基本設計・デザイン監修)株式会社創建築設計事務所
(実施設計・施工)大和ハウス工業株式会社 東京支社
- 所在地:南青山5-5-24
- 敷地面積:1,298.79m²
- 緑化面積:182.21m²
- 接道緑化延長: 23.01m
- 接道緑化率:100.0%
- 緑化面積率:14.0%



通り沿いに多種多様な植物が一面に植栽された大胆な壁面緑化が大変目を引く。この壁面緑化の迫力に立ち止まり、多種多様な植物が重なり合う繊細さに見入る人も多い。

また、教会のデザインをあえてシンプルにし、前庭に、四季を通じて花や紅葉が楽しめる樹木や草花をバランスよく植栽することにより、素朴だが上質なハレの日にふさわしい空間を創出している。

平成24年度景観 街づくり賞について

The 2012 Scenic City Design Award

審査結果について…

今年度の景観街づくり賞は該当がありませんでした。

平成22年度に港区景観条例に基づく届出行為の完了報告書が提出された施設45件の中から、あらかじめ景観アドバイザーより推薦のあった8件について、審査会にて審査を行いました。審査会では、各施設について、周辺の街並みとの調和やまちの魅力向上への貢献性など選定基準に基づいて議論が行われました。その結果、それぞれの施設に良い点は見られるものの、授賞制度の趣旨に照らして総合的に評価すると、授賞施設はありませんでした。

ここでは、審査会にて最終選考に挙がったもののうち、2施設について、評価された視点を紹介します。

特別賞
受賞施設

～特別賞は、良好な景観に寄与する施設や活動を感謝の意を込めて表彰するものです～

屋外広告物の撤去・修景*の取り組みについて

平成19年に策定された「東京都景観計画」において、特に良好な景観形成を進める地区として、旧芝離宮恩賜庭園周辺や運河沿い、臨海部が指定された(図参照)ことから、東京都と区は当該地区の屋外広告物の表示等について、独自の基準を定めました。これにより、許可を得て設置されていた屋上設置の広告物等が基準を越えることとなつたため、東京都と区が連携し、所有者等に理解を得て、広告物の撤去・修景に取り組みました。その結果、平成23年度までに広告物の撤去・修景が概ね終了しています。

*屋外広告物の修景とは、形状・意匠・色彩などを周りの街並みに調和させるように改修することをいいます。



超高層棟(タワー棟)と中層棟(三田ガーデン棟)の2棟構成で、中庭を含む外部空間を一般に開放した集合住宅である。超高層棟では、接道箇所で低層部を張り出し、直近を通る人々への威圧感の軽減を図っており、これには一定の効果が認められた。また、この低層部の1階は店舗となっており、街並みに活気を与えるように工夫されている。分離させた2つの棟の間は、非居住者も通り抜け可能な中庭となっており、木陰、噴水、ベンチが憩いの空間を創出している。



北端部が鋭角の道路交差部に接している敷地で、総合設計制度をもつて公開空地を提供したオフィスビルである。都道に面した1階部分は店舗とショーウィンドーになっており、街並みの賑わい創出に寄与している。歩道状空地も歩道に接して段差なく設けられ、歩行環境をうまく演出している。交差部の公開空地は、木立とともに敷地境界を意識させない小広場としてのまとまりがあり、これに面した2層までの壁面後退部分は雨よけとしても機能している。



屋外広告物が撤去された水辺地区(天王洲方面より)



撤去の例(イトーピア浜離宮)

施設名称	設置場所
ポートビル芝浦	海岸3-1-8
株式会社ヤナセ ベンツ第3工場	芝浦1-6-42
田町イーストウイング	芝浦3-5-39
ホクレン東京食品流通センター	港南5-6-7
SUZUE BAY DIUM	海岸2-1-51
NACビル	海岸2-1-24
株式会社日刊自動車新聞社本社ビル	海岸2-1-25
安田倉庫芝浦第二ビル	海岸3-2-12
ブレードドワーフ東京ベイIII	海岸3-8-5
ヤマトグローバルエキスプレス株式会社	港南5-3-27
天王洲ビル	
横浜倉庫株式会社品川埠頭営業所	港南5-4-12
東芝浜松町ビル	芝浦1-1-43
イトーピア浜離宮	海岸1-6-1
ケイヒン本社ビル	海岸3-4-20
オンワード樫山 芝浦第2ビル	海岸3-11-6
オンワード樫山 芝浦第3ビル	海岸3-14-11
安田芝浦8号ビル	海岸3-3-8
タツノビル	芝浦2-12-13
ヒビノ株式会社本社ビル	港南3-5-14
キヤノン港南ビル	港南2-13-29
凸版印刷株式会社 トップバン芝浦ビル	芝浦3-19-26



該当地区
浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区と
水辺景観形成特別地区が新たに規制を受けた
景観形成特別地区です。

この他、たくさんの施設所有者等の方々に
ご協力いただきました。

みどりの街づくり賞によせて



審査委員長
千葉大学大学院
園芸学研究科教授
赤坂 信

外に広がるパブリックな効果を

今年で9回目を迎える「みどりの街づくり賞」と聞きました。前任の半田真理子委員長からバトンを受けて今回審査にあたりました。「みどり」には、その管理の過程、そして育てる時間が重要です。区内には店舗の多い地区がありますが、集客のために魅力ある店にするという努力を、単に「人を集め商売なのだから当然だ」とみていいのでしょうか。ただ、我々は商売のやり方を見ているわけではありません。例えば、ある店舗の緑の扱いについて好感度が高ければ、それが地域に与える影響は大きいので、「こういうのをうちでも」というように、うまく広がっていく可能性が出てくるでしょう。この賞は外に広がるパブリックな効果というものを評価しなければならないと思います。みどりの街づくり賞というのは、「緑」が単体でいい、悪いというような問題ではなく、そのよい「緑」が外延的に広がっていく可能性を持っていることが、この賞にふさわしいと思います。



日本大学
理工学部助教
山崎 誠子

都市緑化の経済効果

今回の受賞の3点は、それぞれ個性的な緑化工法とコンセプトを持ち、建物が成立するために緑化が欠かせないものとなっている。南青山サンタキアラ教会は絵画のような大胆な壁面緑化で新しい結婚式場教会のイメージをつくった。品川フロントビルは商業ビルにも関わらず街路樹、植栽帯の充実だけでなく森と散策路というような公園の要素を組み込んでいる。虎ノ門ファーストガーデンは開口部、出入り口を除く壁面を可能な限りいくつかの工法で壁面緑化を取り入れ、建物外装と壁面緑化が同等に扱われている。通常は空間に緑地を確保し、壁面緑化等の特殊緑化することは経済面からみれば非常に非効率であるため、極力緑化範囲を絞る傾向になる。しかし、大都会の港区では緑化することは人を呼び込み、注目させ、人を集めさせるという経済的な効果があることを今回の3作品は如実に語っているのではないか。ますます、港区の緑化が面白くなると予感させてくれる3作品だ。



港区景観アドバイザー
古賀 誉章

まちに役立つ特色のあるみどりを

9回目を迎える「みどりの街づくり賞」ですが、対象物件は年々、緑の質・量ともに充実してきており、すばらしいことだと思います。ただ、緑化の手法も一通り出揃ってきた感もあり、平均点が上がってきてる分、傑出した物件がなく、今回の選考は僅差の結果だったと言えるでしょう。

また、選考のほうも、昨年の「景観まちづくり賞」の創設によって、この賞の役割がより明確になりました。よく手入れされたり、既存のみどりを残していくだけなく、みどりと街の人々との関わり合いがどう作られているのか、これが重要なポイントになっています。その点で、もう少し長い目で見てみたいと思われる物件もありました。

建物やみどりからは所有者や管理者の考え方が滲み出でます。街行く人々はそれを敏感に感じ取っているのです。ですから、街に対する姿勢を表現するひとつとして、みどりを捉えていてほしいと思います。



公益社団法人
観音崎自然博物館
理事長
高橋 雅雄

内向きの緑から外向きの緑へ

今回の審査対象物件は15件。すべて大型建築に伴なうものでした。必然的に建築物周辺もさることながら、屋上や壁面の緑化に種々の工夫が見られ、意外性や施工技術の進歩を感じられました。このような傾向は今後とも続くものと思われます。その技術のさらなる向上と開発者サードのみどりへの愛着が深まる事を切望するところです。要はこれらの植物の育成管理の良否が所期の設計意図を表現できるかの鍵だと思います。

入賞作品の中で巨大な建築物の量感に対抗して懸命に潤いを發散している植物達や、港区の四季の風土と調和しながら永続性のある緑化空間を構成している景観には頗もしさえ感じました。また、港南地区の運河沿いも目を見張らせるものがありますが、樹木景観の連続性を水際線に求めて行くことは考えられないでしょうか。さらに、入賞作品の中で、設計図上からは到底感じることのできない植物が発散するフットンチッドを肌で感じることができました。こんな作品が人の力によって実現できることに改めて感動いたしました。

景観街づくり賞によせて



審査委員長
港区景観審議会会長
齋藤 潮

設計努力に敬意を表します

景観街づくり賞が発足して2年目、審査員の見解が一致せず、授賞対象は該当なしという結果になりました。審査員諸氏に代わり、その経緯を簡単にご報告いたします。まず、事前に候補作品を実見し、去る7月10日に選定審査会を開催し、資料による事業内容の確認、質疑を経て審査員が4段階評価を行いました。この時点で審議は評価点合計値が高い4件の判定に絞られました。計画・設計上の様々な制約の中にあってこれらには良心的な工夫のあとが認められるという点で審査員の意見は一致しましたが、いっぽうで疑問点や課題も指摘されました。その主要な論点は、当該事業によって景観は以前よりも向上し、区民一般の便益向上に寄与しているか、事業前のその土地の得がたい特性が事業後に効果的に反映されているかということでした。これらを両方満足しているか否かについて、作品毎に審査員の評価が分かれために総合的に判断して授賞対象は該当なしと結論づけた次第です。なお、評価点が高かった施設のうち2件については設計努力に敬意を表し、その長所を紹介することにしました。



港区景観審議会委員
杉山 朗子

景観街づくり賞への今後の期待

今回候補に挙がったものは、どれも、それぞれの地域、条件にふさわしいように工夫されたものだったと思います。色彩についても、近年は素材感を重視して作る段階から地域性やコンセプトに合わせて調整をすると、好感が持てるものが多くなっています。

しかし、ともと景観のすぐれた優良な地域の中では、さらにすばらしいものを、年々期待が高くなって来ているのではないか。港区といふ、東京内でも屈指の地域であるからこそ、建物のデザインが良いだけでも物足りないし、緑の計画が素晴らしいでも歴史性や地域性への配慮が無いとビンとこない、また、賑わいの創出を意図していても、期待していた業種のテナントがうまく入ってくれるとは限らない時代でもあります。

今後期待されるのは、周辺を利用する近隣地域の人々への心配りのある計画や商業施設も取り込みながら、そのデザイン性と、収益の継続性なども考慮に入れたビジネス性に優れた総合的な景観計画なのでしょう。

「景観がよい」ところは「景気がよい」といえる計画が多くなることを期待しています。



港区景観審議会委員
池邊 このみ

地域の資産となる作品を

今年の景観賞の審査は、該当なしという残念な結果になった。昨年度の応募作品のレベルが高かったこともあるが、今年度の応募作品には、やや景観というものに対して装飾的、あるいは緑化をする、既存木を残せばよいというような誤った認識があったのではないかと思われる。景観といふものは、美しさ、建築や植栽との融合と調和、そしてそれらの要素が構成する空間的な心地よさや、ホスピタリティ、風格などによってされる。また、歴史性などの歴史性や文化的な要素も加味されていることが求められる。求められることは、その作品がその場所に位置することによって、長期的に地域全体の価値が高まるものであることである。単一の建物だけや植栽空間だけを工夫してもその価値は得られない。港区は住宅もオフィスも高額のものが多く、多様な工夫が可能な作品が多い。将来の港区の価値を担う作品が来年も応募されることを期待したい。



港区景観審議会区民委員
富岡 晃

地域への配慮とまちの魅力向上

選定審査会に当たり、対象の建物を2度拝見させていただきました。はじめは個人で、自転車に乗り、選定基準である地域社会との繋がり、地域への配慮と街の魅力向上にどのように役立っているのか等を中心に。また次に委員会で、建築主体の方々による建物の構造、建築に当たってのコンセプト等を現場でお聞きすることができました。港区においても、急激な超高齢化社会が進む中で、建築物の良好な景観、周辺の街並みとの調和は勿論、周辺の住民にとって、憩いと、安らぎのある、やさしい街づくりにいかに永続的に貢献し続けられるのか、樹木の成長とともに見守っていく必要があるのではないかと考えております。



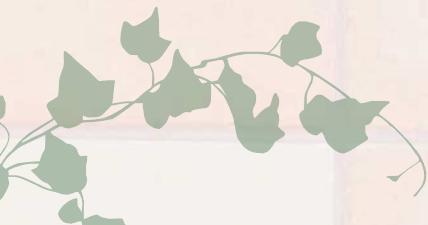
港区景観アドバイザー
佐藤 尚巳

景観街づくり賞に寄せて

港区ではみどりの街づくり賞に加えて昨年度から景観街づくり賞を設けている。これは緑ばかりではなく、新しい建物が既存のまちなみに対してどのように接して、まちの魅力向上に貢献しているかを総合的に判断し、優れた作品を表彰するものである。

道路や歩道・広場と建物の関係、隣接建物との関係、ランドマーク性、スカイライン、低層部と高層部の関係、にぎわいづくり、まちゆく人に対する優しさ、建築立面の表情や処理、駐車場の処理、など様々な観点から見させていただいた。昨年と比較して今年は優れた作品が少なく、授賞に至るものなかつたのは大変残念であった。

総合的に周辺環境との調和を図りまちの魅力を向上させることは、自らの資産価値を上げることでもあり、自他共に利益のあることである。「情けはひとのためならず」の諺があるが、まちづくりも同様である。計画に関係する方々の意識向上が望まれる。



過去の 受賞施設

平成20年度～22年度みどりの街づくり賞

平成20年度



平成21年度



平成22年度



平成23年度

みどりの街づくり賞



麻布ガーデンズ



ウエスト青山ガーデン



グランドメゾン 白金台



パークコート赤坂 ザタワー

景観街づくり賞



麻布ガーデンズ



汐留ビルディング



TABLOID



パークサイドシックス